



核データ部会 部会推薦代議員候補選出要領

平成 24 年 3 月 20 日 第 25 回核データ部会全体会議制定

(目的)

第 1 条 本要領は、(社)日本原子力学会定款、同細則、並びに代議員選挙規程に定められた核データ部会推薦代議員候補(以下、代議員候補と略す)を選出する方法を定める。

(選挙)

第 2 条 代議員候補を選出するために、部会員による選挙(以下、代議員選挙と略す)を行う。なお、代議員選挙は運営委員選挙と同時に行う。

(選挙管理委員会)

第 3 条 代議員選挙の選挙管理委員会は、運営委員選挙の選挙管理委員会と兼ねるものとする。

(代議員候補者の推薦)

第 4 条 代議員候補者は、原則として、部会長候補者および副部会長候補者とする。ただし、部会長候補者または副部会長候補者が、諸事情により核データ部会の代議員候補になれない場合は、運営小委員会が運営委員候補者の中から代議員候補を選定する。

(投票)

第 5 条 投票は、運営委員選挙と兼ねる。すなわち、代議員候補となる運営委員候補を明示し、その候補の運営委員当選をもって代議員候補当選とする。

(選挙結果の報告)

第 6 条 選挙管理委員長は、代議員候補の結果を速やかに部会員ならびに部会全体会議に報告しなければならない。

(例外処理)

第 7 条 本内規および関連する規程等に定めのない事態が生じたときは、選挙管理委員会は、関連する規程等の趣旨を尊重して適切な処置をとることができる。ただし、事前に部会全体会議に報告し、その了承を得なければならない。

- 2 原子力学会への代議員候補登録の 1 ヶ月以内に欠員が生じた場合は、特例として、部会員への報告のみで信任投票を省略できる。

- 1 この要領の改廃は、部会運営小委員会および部会全体会議の議決を経るものとする。
- 2 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改訂履歴

- ① 平成 20 年 10 月 1 日制定
- ② 平成 24 年 3 月 20 日 第 25 回核データ部会全体会議において改定